

平成25年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金			担当部局庁	総合外交政策局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成4年度開始			担当課室	国際安全・治安対策協力室			室長 川上 文博	
会計区分	一般会計			政策・施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第31条 外務省組織規則第12条			関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」 経済協力開発機構条約第20条2				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 現在のメンバーはOECD加盟国を中心とした34か国・地域、2機関。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
		計	10	8	7	8			
	執行額		8	7	7				
	執行率 (%)		84.4	85.0	94.0				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	マネロン・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進。対策が不十分な国(現在約40か国・地域)を年3回公表、モニターし、リスクを警鐘。			成果実績	回	3	3	3	3
				達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	全体会議年3回、その他中間会合3回程度開催。各国のマネロン・テロ資金供与体制の確認(年6か国程度)。対策が不十分な国のモニター・新規特定その他タイプロジー研究等。			活動実績 (当初見込み)	全体会議回数	3 (3)	3 (3)	3 (3)	— (3)
単位当たりコスト	3(百万円/対策が不十分な一つの国・地域に係る状況のモニター)			算出根拠	約40か国・地域の状況を年3回更新して、国際金融市場に警鐘を発出していることから、各国による分担金総額3,145千ユーロを(40×3)で割り、単位当たりコストを計算した。もっとも対策が不十分な国に係る活動はFATF全体の活動の一部であり、このほかマネロン事案の分析や新しい国際ルール策定等に関する活動も行っているところ、あくまで目安。				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	分担金		8						
	計		8						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国際金融システムがマネロン・テロ資金供与目的に利用されることを防止するためには、国際社会の一致した取組が必要であり、犯罪の防止・早期摘発・訴追といった観点で我が国国民の生活にも裨益している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	FATFは例年10月の全体会合で次年度の予算案を議論するが、それに先立つ6月会合で予算の執行状況、次年度予算の想定につき事務局から報告がなされている。参加国はこれら報告を基に予算案の合理性、効率性を検討、審議の上、予算額を決定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	FATFは国際的なマネロン・テロ資金供与対策において中心的な役割を担っており、G8首脳宣言、G20首脳宣言や国連安保理決議において、FATFの取組とその成果の重要性が繰り返し言及されている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			○	我が国分担金は、財務省が1／3を負担し、警察庁、金融庁、法務省及び当省が1／6ずつ負担。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
			財務省、警察庁、金融庁、法務省			
点検結果	マナーロンダリングやテロ資金供与対策は、国民生活の安全や国際金融システムの保護に資するものであり、G8・G20サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられており、我が国としても積極的に取組む必要がある。我が国もFATF参加国の一員とし分担金の拠出が義務となっているが、FATF事務局に対し引き続き事業の効率化を求めるなどし、予算の増加に対して厳しく対応の上、分担金総額の減額に努める。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	61	平成23年	54	平成24年	80